

新型コロナウイルス感染症の流行中における

自衛消防訓練の実施方法について

防火管理者の選任されている事業所等においては、「防火管理に係る消防計画」に基づき、定期的に自衛消防訓練を実施することが義務付けられています。この自衛消防訓練は、新型コロナウイルス感染症の拡大を理由に免除されるものではありません。新型コロナウイルス感染予防のため集団形式での訓練が実施できない場合は、図上訓練や少人数での訓練を検討いただき、以下の内容を参考に実施してください。

1. **消火訓練** 消火器の設置場所や使い方について確認する。
2. **通報訓練** 119番通報の要領について確認する。
3. **避難訓練** 避難経路を確認し、避難障害となる物品等がないかを確認する。



訓練を実施する場合の留意事項

訓練を延期せずに実施する場合は、次の事項に留意して感染防止対策に努めてください。

1. 訓練参加者はできる限り**マスクを着用**してください。
2. 参加者同士が過度に**密集**することが無いような訓練場所（訓練方法）としてください。
3. **風邪症状**等のある方は参加を控えてください。
4. **高齢者**の方は、流行の状況によって参加を控えてください。
5. **手洗い・うがい**の励行、その他事業所の実態に応じた**感染防止対策**を講じてください。

- ☞ 予定された自衛消防訓練の**延期**については、各事業所等の**状況を踏まえ判断**してください。延期により期間内（年度内等）に、消防法上必要な実施回数を満たせない場合は、感染流行の終息後、速やかに実施してください。
- ☞ 流行時期に係わらず、自衛消防訓練を行う際は、**事前に**消防本部予防課への**届出が必要**です。なお、自衛消防訓練に必ずしも消防職員の派遣は必要ではありません。**防火管理者の指導**のもと、自衛消防訓練を実施していただいて構いません。

お問い合わせ先

行田市消防本部予防課

TEL 048-550-2121